

明治維新时期における藩祖を祀る神社の創建

—旧藩主家の霊屋から神社へ，地域の鎮守へ—

森岡清美

I. 府県社のうち旧藩主家の先祖を祀る神社

廃藩置県の詔書が発せられる2カ月前の1871年(明治4)5月，太政官は近代日本の神社制度の根幹を定める二つの布告を発令した。すなわち，神社は国家の宗祀にて一人一家の私有にすべきものに非ずとして，神職の世襲廃止を令した布告第234と，全国の神社を分けて国家が管理する官社と氏子または崇敬者によって維持される諸社に2大別し，後者を府藩県崇敬の府社・藩社・県社と郷邑産土神たる郷社の2等に分けた布告第235である。ついで，同年7月の郷社定則(布告第321)によって郷社の附属として村社が認められ，他方，同月の廃藩置県により藩社の名称が消滅して，諸社(官社に対して民社ともいう)における府県社・郷社・村社の社格制が成立した。

官社のなかで府県社に近いのは地方官が祀る国幣社であって，局地的ながらかなり広い地域にわたって崇敬されていた。主に天神地祇を祀るが，なかに仲哀天皇・神功皇后・応神天皇・崇徳天皇といった天皇・皇后や，四道將軍などの皇族，まれに武内宿弥など人臣を祀るものもあった[岡田 1942:88-137]。他方，府県社は府県管内の代表的神社で，祭神・由緒等において府県崇敬の神社というにふさわしいものがこれに列せられた[宮地 1938:140]。いま相殿や配祀の祭神を除いて主祭神に注目し，①天神地祇，②天皇皇族，③人臣の3類に分けて明治末年の府県社の数を府県別に掲げれば，表1のとおりである。祭神の類別の困難なものもなかにあるが，これにて大勢を把握することができよう。

府県社全国総数586社(府県平均12.7社)を祭神の類別についてみれば，やはり①天神地祇がもっとも多く382社(65.2%)，②天皇皇族56社(9.5%)，③人臣75社(12.8%)となり，残りはその組み合わせで，①+②42社(7.2%)，①+③17社(2.9%)，②+③4社(0.7%)，①+②+③8社(1.4%)，そして不詳2社(0.3%)となる。括弧内の数字は総数に対する割合である。

旧藩主家の先祖を祀る府県社は，割合のうえで第2位の③人臣のなかに含まれている。③はつぎの2類に分かれる。その一つは菅原道真を祀る神社12社，徳川家康を祀る神社11社であって，全国各地にみられる。もう一つはその地方出身の，あるいはその地方との関連がと

表1 府県別、祭神類別府社・県社数(1912年)

祭神 府県	総数	1 天神地祇	2 天皇皇族	3 人臣	1+2	1+3	2+3	1+2+3	不詳	3. 人臣の具体名	1+3, 2+3, 1+2+3 のなかの3. 人臣の具体名
全 国	586	382	56	75	42	17	4	8	2		
北海道	2	2									
青 森	10	6		4						家康, 黒石津輕祖, 八戸南部祖, 南部祖	
岩 手	2			1	1					南部祖	
宮 城	7	6		1						伊達祖	
秋 田	14	10	3				1				佐竹祖
山 形	18	12	1	3	2					織田祖, 酒井祖, 道真	
福 島	21	18		3						会津松平祖・武内宿祢, 相馬祖, 板倉祖	
茨 城	13	10	2	1						水戸徳川祖	
栃 木	7	6		1						二宮尊徳	
群 馬	9	7		2						新田義貞, 高山正之	
埼 玉	13	11	1		1						
千 葉	11	8	1		2						
東 京	13	4		3	1	3			2	徳川祖, 新田義興, 道真	頼朝・徳川祖, 道真, 道真
神奈川	7	4	1	2						大久保祖, 二宮尊徳	
新 潟	12	9	1	2						上杉祖, 榊原祖	
富 山	11	7	1	1	1	1				富山前田祖・道真	前田祖
石 川	26	19	3	3	1					道真, 大聖寺前田祖・道真, 道真	
福 井	20	15	2	1	2					越前松平祖	
山 梨	2	1	1								
長 野	17	13			2		2				武内宿祢, 真田祖
岐 阜	5	4	1								
静 岡	19	15	4								
愛 知	14	7	3	2	1		1			尾張徳川祖, 三宅祖	武内宿祢
三 重	17	12		4				1		藤堂祖, 桑名松平祖, 本居宜長, 道真	藤堂祖
滋 賀	12	10		1	1					井伊祖	
京 都	16	8	2	2	2			2		道真, 荷田東満	藤原広嗣・文屋宮田麿・ 橘逸勢・吉備真備, 同
大 阪	8	5	1	1	1					道真	
兵 庫	37	28	2	2	1	4				酒井祖, 源家祖	道真, 道真, 道真, 道真
奈 良	6	6									
和歌山	10	7	1	2						紀伊徳川祖, 紀伊徳川祖	
鳥 取	7	5		1				1		家康・鳥取池田祖	道真
島 根	13	9		2	1	1				松江松平祖, 柿本人麿	亀井祖
岡 山	23	15	4	2	1	1				和氣清麿・楠正行・児島高德, 岡山池田祖	家康
広 島	5		1	2	1	1				浅野祖, 小早川隆景	阿部祖
山 口	17	5	5	5	1	1				吉川祖, 毛利祖, 毛利祖, 豊浦毛利祖, 吉田松陰	道真・野見宿祢
徳 島	3	2		1						蜂須賀祖	
香 川	9	4	3	2						高松松平祖, 道真・野見宿祢・島田忠臣・度会春彦	
愛 媛	28	13	4	2	4	2		3		道真, 西条松平祖	武内宿祢, 武内宿祢, 武内宿祢, 道真・久松祖, 橘諸兄
高 知	10	4	1	3	2					山内祖, 道真, 土佐一条祖	
福 岡	32	15	1	6	8	1		1		黒田祖, 有馬祖, 小笠原祖, 立花祖, 三池立花祖, 道真	武内宿祢, 道真・武内宿祢
佐 賀	5	3		1	1					鍋島祖	
長 崎	7	3		3		1				大村祖, 竜造寺家晴, 宗祖	松浦祖
熊 本	9	6		2	1					加藤清正, 細川祖	
大 分	12	5	4		3						
宮 崎	11	9	1				1				藤原景清
鹿 児 島	16	14	1	1						島津祖	

- 注 1. 明治神社誌料編纂所編『明治神社誌料』全3巻, 1912, に拠る。
2. 沖縄県には県社がない。
3. 上掲書の府県別概要中の府県社総数(A)と, 本表に掲載された府県社数総数(B)が食い違う県がある。
栃木県A:6, B:7; 石川県A:27, B:26; 熊本県A:8, B:9; 鹿児島県A:15, B:16。
4. 下巻巻末に追記された1911年府県社昇格の3件(栃木・滋賀・京都各1件)を合算した。
5. 祭神の分類にあたり, 相殿や配祀の祭神を除き, 主祭神だけに注目した。

くに密接な偉人を祀る神社で60社に達する。うち48社が旧藩主家の先祖（ただし徳川家門における家康を含む）を祀る神社であって、③人臣75社の64.0%を占める。さらに③と①あるいは(および)②との組み合わせ計29社のなかに、③に旧藩主家の先祖を含むものが9社あり、合わせて57社を数える。

国幣社と比較するとき判明する府県社の特色は、③人臣を祀る神社が多いこと、なかでも旧藩主家の先祖を祀る神社が多いことである。そこで、旧藩主家の先祖を祀る神社に注目すると、府県社以外に、郷社・村社等に祀られる事例は40件を超え、別格官幣社に祀られる例も表2に示すように少数あるが、やはり府県社が多い。郷社以下の40余社も、そのうち10余社が大正期以後県社に列格されていく。

II. 旧藩主家の先祖を祀る府県社

表1右欄に略号「某々祖」で示した旧藩主家の先祖を祀る府県社57社それぞれについて、表1左欄の府県順に、類別(みな③であるが、なかに①②との組み合わせもある)・所在地を始めとする基礎情報を表2に一覧にした。ただし、明治末年までに別格官幣社(別官と略称)に昇格したため表1に算入されていない元県社5社も表2には含めた。本節では、藩祖を祀る神社全体の大半を占める、明治末年現存の県社・元県社計62社に注目する。

まず創建年次をみると、1864年という突出した1例を除外すれば、あとは1869年(明治2)から1894年(明治27)の間に収まり、明治中期までの創建であることが判明する。①天神地祇、②応神天皇など天皇皇族や、③のうち菅原道真を祀る府県社が一般に古い来歴をもつものに対して、新しい創建とすることができる。ただ注意すべきは、創建年次が江戸期あるいはそれ以前に遡り、社伝のみでは年次を確定しがたいため空欄に残された神社が、62社の半ばを占めることである。それらは旧藩主家の先祖によって城内に斎き祀られて明治維新に至り、明治初期に藩主家の手を離れて地域共同の神社となったと考えられる。これらの神社の濫觴は幕末以前に遡るにせよ、第二次創建ともいべき地域共同の神社としての再生が、明治初期にみられたことを確証できる限り、やはり新しい創建と目することができよう。

つぎに府県社列格の年次をみると、62社のほぼ全部についてこれを明らかにしうるのは当然のこととして、その分布は1872年(明治5)から1910年(明治43)にわたる。官社に対する民社、民社では府県社・郷社・村社の社格制が実施をみた1872年に列格が始まり、府県社の悉皆調査を行った明治末年に至ることも、当然といえば当然であるが、ここで注目に値する事項が二つある。一つは、「明治6年日光東照宮が別格官幣社に列せられて官祭を蒙ることが決定するや、戊辰戦争における官賊の別なく藩祖を神社に奉祀することの差支えなきことを知り、6年以降旧諸藩において藩祖藩主を祀る神社創建の風が進んだ」[岡田 1966:139]と指摘される時代背景である。もう一つは、創建年次と列格年次を総括するとき、明治中期

表2 旧藩主家の先祖を祀る府社・県社(1912年)

類別記号	所在地	旧藩主家	社名	祭神*	社地	創建の由来	創建	府県社 列格
3	青森県黒石市	黒石津輕家	黒石神社	始祖(家祖)	家祖の廟所	黒石町民の請願	1879	1882
3	青森県八戸市	八戸南部家	ひろぎ三八城神社	第1次・第2次遠祖, 始祖(藩祖)	本丸跡	旧城内に第1次遠祖を祀っていた	1878	1879
3	青森県三戸町	南部家	南部神社	始祖	糠部城趾	旧領民の請願	1877	1879
3	岩手県盛岡市	南部家	桜山神社	家祖(藩祖), 始祖合祀	(1900年現在地へ移る)			1881
3	宮城県仙台市	伊達家	青葉神社	藩祖	城趾	旧藩士の請願	1874	1874
2+3	秋田市	佐竹家	八幡秋田神社	藩祖	(1899年本丸跡へ移る)	旧藩士民の醜金	1878	1878
別官	山形県米沢市	上杉家	上杉神社○	家祖, 中興	本丸御堂跡			1872
3	山形県天童市	織田家	たけのこ建敷神社○	家祖	舞鶴山	当主の請願	1870	1873
3	山形県鶴岡市	酒井家	荘内神社○	始祖, 家祖, 藩祖	本丸跡	旧領民の請願	1875	1875
3	福島県猪苗代町	会津松平家	はいつ土津神社	藩祖	土津霊社を祀る見弥山			1874
3	福島県相馬市	相馬家	相馬(中村)神社	始祖	城趾	旧藩士民の請願	1879	1881
3	福島市	板倉家	板倉神社	家祖, 准家祖	旧城内紅葉山			1882 1906
3	茨城県水戸市	水戸徳川家	東照宮	遠祖(家康)		家祖が創建		1875
別官	同上	同上	ときお常盤神社	准藩祖, 中興	偕楽園	旧藩士民の請願	1873	1873
3	東京都台東区	徳川将軍家	東照宮	家祖	上野(寛永寺境内)			1873
1+3	東京都港区	同上	芝大神宮	家祖	芝(増上寺境内)			1872
3	神奈川県小田原市	大久保家	大久保神社	家祖(藩祖)	天守閣跡			1893 1895
3	新潟県上越市	(上杉家)	春日山神社	家祖	春日山城趾	士民遺徳欽仰	1894	1906
3	同上	榊原家	榊神社	家祖	城外大手町	旧藩士代表請願	1876	1906
3	富山市	富山前田家	あおの於保多神社	始祖(家祖・藩祖)		旧藩士族の請願	1874	1876
1+3	富山県高岡市	前田家	高山関野神社	准家祖				1879
別官	石川県金沢市	前田家	おやま尾山神社	家祖	金谷御殿跡	旧藩士民の請願	1873	1874
3	石川県加賀市	大聖寺前田家	江沼神社	始祖(家祖・藩祖)	旧藩主別邸			1874 1883
3	福井市	越前松平家	きかみの佐佳枝迺社	始祖(家祖・藩祖), 遠祖, 准有終合祀	菩提寺跡	旧藩士族有志の請願	1873	1881
2+3	長野県西条村	真田家	白鳥神社	遠祖, 藩祖				1898
3	愛知県名古屋市	尾張徳川家	東照宮	遠祖, 始祖(家祖・藩祖), 有終合祀	旧城外廓三ノ丸	旧藩士族の請願		1875
3	愛知県田原町	三宅家	はごう巴江神社	遠祖, 家祖	本丸跡	旧藩士族の請願	1877	1884
3	三重県津市	藤堂家	高山神社	家祖(藩祖)	旧藩主別邸鎮守	旧藩士総代の請願	1876	1879
1+2+3	同上	同上	八幡神社	家祖(藩祖)		廃藩置県のさい町の産土神となる		1881
3	三重県桑名市	久松系松平家	鎮国守国神社	家祖, 中興				1880
3	滋賀県彦根市	井伊家	佐和山神社	家祖(藩祖), 准藩祖		旧藩士民代表の請願	1876	1883
3	兵庫県姫路市	酒井家	姫路神社	家祖		旧藩士民の請願	1879	1884
3	和歌山市	紀伊徳川家	東照宮	遠祖				?
3	和歌山市	同上	南竜神社	始祖(家祖・藩祖)	和歌浦東照宮境内	旧藩士代表の請願	1874	1875

3	鳥取市	鳥取池田家	おもちだに 栲 谿神社	家祖, 准家祖, 藩祖, 有終合祀	東照宮に合祀	旧藩士族の請願		1874
3	島根県松江市	越前系松平家	松江神社	始祖 (家祖・藩祖)	西川津楽山	旧藩士族有志の請願	1876	1880
1 + 3	島根県津和野町	亀井家	津和野神社○	家祖, 有終合祀				1910
3	岡山県備前市	岡山池田家	しづたに 閑谷神社	藩祖, 中祖合祀				1877
3	広島市	浅野家	にぎつ 饒津神社	家祖		廃藩置県後廃止の運命にさらされる		1873
1 + 3	広島県福山市	阿部家	阿部神社	「累代之祖」				1877
3	山口県岩国市	吉川家	きつこう 吉香神社	中祖, 始祖, 藩祖合祀, さらに中祖4柱, 有終合祀	旧城趾	廃藩後旧藩士民の請願		1885
別宮	山口市	毛利家	とよさか 豊栄神社○	家祖	野田七尾山麓			1871 1873
3	同上	同上	野田神社○	准有終, 有終合祀	野田七尾山麓	旧藩士民総代の請願	1873	1876
3	山口県萩市	同上	しづか 志都岐山神社	萩開府の祖, 家祖, 准有終	指月山			1878 1882
3	山口県下関市	豊浦毛利家	とよこ 豊功神社	家祖 (藩祖) 以下歴代				1877 1883
3	徳島市	蜂須賀家	くにまの 国瑞彦神社	藩祖, 家祖以下歴代合祀		合祀は藩主家東京移住のさい		1879
3	香川県高松市	水戸系松平家	屋島神社	第1次遠祖, 始祖 (家祖・藩祖)	東照宮に合祀			1874
3	愛媛県西条市	紀伊系松平家	西条神社	第1次遠祖, 始祖 (家祖・藩祖) 以下歴代	東照宮に合祀	合祀は廃藩のさい		1883
1 + 3	愛媛県松山市	久松家	しのめ 東雲神社	家祖				1880
3	高知市	山内家	藤並神社○	家祖 (藩祖), 夫人, 准藩祖				1875
3	福岡市	黒田家	光雲神社	家祖, 藩祖		廃藩により旧藩主家東京移転にさいし, 旧藩士民請願	1871	1875
3	福岡県久留米市	有馬家	篠山神社	藩祖, 中興, 有終合祀	本丸跡	旧藩士民総代の請願	1879	1880
3	福岡県豊津町	小笠原家	小笠原神社	始祖, 中祖, 藩祖		旧藩士族の請願		1890
3	福岡県柳川市	立花家	三柱神社	始祖, 家祖 (藩祖), 同夫人				1875
3	福岡県大牟田市	三池立花家	三笠神社	始祖, 夫人, 家祖 (藩祖)				1876
3	佐賀市	鍋島家	松原神社	家祖, 夫人, 中祖, 藩祖合祀				1872
3	長崎県大村市	大村家	大村神社	氏祖, 始祖, 中祖		旧藩士族の請願		1885
3	長崎県巖原町	宗家	小茂田浜神社	氏祖				1882
1 + 3	長崎県平戸市	松浦家	亀岡神社	祖	二ノ丸跡			1879
3	熊本市	細川家	いずる 出水神社	中祖, 藩祖, 中興	旧藩主家別邸跡	旧藩士族代表請願		1879
3	鹿児島市	島津家	鶴嶺神社○	始祖以下歴代	旧南泉院跡			1869 1873
別宮	同上	同上	てんこく 照国神社○	准有終	旧南泉院跡			1864 1873

○社名末尾の丸印は本稿が取り上げる神社であることを示す。

*旧藩主家の先祖をつぎのように分類した。

氏祖：氏の祖。

遠祖：始祖より以前, 本家初代を含む。本家が重なる場合, 宗家初代を第一次遠祖, 直接の本家初代を第二次遠祖という。

始祖：その家の初代。2代目を準始祖という。

家祖：初めて1万石以上の家になった時の家主。始祖＝家祖はありうる。2代目を準家祖という。

藩祖：その藩の初代藩主。家祖＝藩祖はありうる。2代目を準藩祖という。藩祖を藩主家の先祖の総称に用いることがある。

中祖：始祖と家祖の中間, あるいは家祖と藩祖の中間の家主。

有終：最後の藩主。最後から2代目を準有終という。

中興：藩祖と有終の中間で, 準藩祖でも準有終でもない家主。

までに創建されたか、明治初期に第二次創建ともいべき近代的变化を遂げた旧藩主家の先祖を祀る神社が、ただちに府県社に列格されるか、あるいは郷村社から府県社に昇格されて、明治末年までに地域の新たな鎮守、守護神となったと想定されることである。

そこで創建の由来に注目すると、1871年の廃藩置県に伴って旧藩主家が東京へ本拠を移した後、旧藩士族あるいは士民の有志代表の請願により、藩主家の先祖を祀る神社を創建した、という事情が卓越し、かつどの事例にも通底するようである^(註1)。細かくみれば、旧藩主が先祖の神霊を旧藩地から東京の本邸に移遷した後、かつて祭祀に関与した旧藩士たちが結集の拠点を求めて、旧主家に乞い神社を創建したもの(鳥取池田家)、旧藩主が東京に移転した後、先祖の霊社は旧藩地の本邸に留め置かれたが、旧藩主私邸霊社への旧藩士族の参拝が困難になったため、旧主家に乞い神社を創建したもの(仙台伊達家)、旧藩主の東京移転後、元の場所に留め置かれた旧藩主家先祖の霊社を旧藩士族が旧主家に乞い神社としたもの(福岡黒田家)、廃藩置県後廃絶の淵に立った旧藩主家先祖の霊社を、旧藩士民が神社としたもの(広島浅野家)、旧藩士民が廃藩置県後の旧城解体に触発されて、旧城内鎮祭の藩主家祖霊を祀る一社を創立したもの(鶴岡酒井家)、とさまざまである。

かつて柳田国男は、明治時代に増加した多くの地方神社は、必ずしも祟り災いの畏怖からでも、また禱れば与えられるという福への予期と感謝からでもなく、今日の言葉でいえば人格への崇敬を主としたもので、「藩士が別れに臨んで旧君の始祖を社にしたなどはその著しい例であった」と述べて、明治期における人神思想の第一次的展開に注目した[柳田 1972: 314]。これに対して本稿は、戊辰戦争の勝者敗者の別なく旧藩主家の先祖を奉祀する神社の創建を促した、つぎのような明治維新期の社会動向に光を当てる。すなわち、版籍奉還から廃藩置県に至る過程で起きた大名家大イエの崩壊、それに伴う大名家小イエの藩士小イエ群からの分離である。かくて、これまで公のイベントであった大名家大イエの先祖祭祀が大名家小イエの私事となり、公のイベントであった時代に深く関与していた旧藩士族たちはそれから排除されることになったため、彼らは心情的拠点を再建しようとして、あるいは旧主家の先祖を祀る神社を新に創建し、あるいは旧主家の先祖を祀る既存の霊社を譲り受けて、旧藩士民公共の神社としたのである。旧藩主家の先祖祭祀が明治維新期の変革を通して旧大名家大イエから解放されたさい、その小イエに吸収される私的な部分と旧藩地に開放される公的な部分とに分化したということができよう。

旧藩主家の祖霊社を基として神社を創建したという場合、神社に祀られる以前の祭祀はすでに霊社による神式の祭祀であったことを、暗黙の前提とするものようである。確かに霊社に祀られた例は少なくないが、旧藩主家の大多数は菩提寺による仏式の供養を維持してきたのであった。したがって、ここに注目されるのが復古を指導精神とする神仏分離と神葬祭への改典であって、とくに旧藩主家の仏祭から神祭への改典が、彼らの先祖を祀る神社創建

の要因となったと想定される^(註2)。

仏祭から神祭への転換のさい、旧藩主家霊屋の後身として神社が創建される場合があった。その場合、寺院では附属の霊屋に祀られ、決して寺院の本尊ではなかった藩主家の祖霊が、神社では主祭神となっている。もし復古というのなら、天神地祇を主祭神とする神社を創建して藩主家祖霊を配祀か相殿祭祀するべきはずなのに、藩主家祖霊を主祭神として奉斎したことは、徳川家康など始祖の威霊を祖神として祀る習俗の地方的展開というべきであろう^(註3)。仏祭から神祭への転換が寺院附属堂仏の神社主祭神への昇格を伴った場合においては、明治初年の神葬祭への改典経過を調査し、附属仏の主祭神化に注意しながら、旧藩主家の先祖を祀る神社の創建（第二次創建）を考察しなければならない。また、新に藩祖を祀る神社を設立した場合にも、旧藩主家の仏祭の伝統とどう折り合いをつけたか、を精査しなければならない。いずれにせよ、維新政府の宗教政策の枠内で仏祭の伝統と折り合いをつけつつ、大イエの解体によって失った心情的拠点を回復しようとする旧藩士族中心の集合行動から、藩祖を祀る神社が創建され、それが地域共同の鎮守^(註4)として定着する過程を、府県社について事例的に考究し、鎮守化の要因に測鉛を下ろすのが、本稿の目的である。この企図は、鳥取池田家について提起した「大イエ解体への反動」なる想定〔森岡 2002：110〕を検証しようとする思念に支えられている。

III. 神葬祭への改典と府県社の創建

諸藩における神葬祭への改典は、1868年（明治元）12月、孝明天皇三周忌を神式で執行した天皇家の改典に基本的に規定されているが、改典への取組み、仏祭の伝統との折り合いのつけ方、そして藩祖を祀る神社の創立事情は、藩により藩主家によってさまざまであったので、いくつかの藩に関する事例研究によって課題に接近しなければならない。

1. 鹿児島島津家の場合

表2で例外的に早い1864年創建の社とは、島津斉彬（1809-58）を祀る鹿児島城西の照国大明神祠（後の照国神社）である。神祇を司る公家吉田家から物故藩主の神霊に明神号あるいは大明神号を贈られた例は府県社祭神の来歴に散見するが、斉彬もその一つであって、鹿児島藩では神号を贈られたのを機として、城西南泉院（東照宮別当）の郭内に一社を創建したのである。この出来事は鹿児島藩が平田派復古神道の思想的立場から廃仏を先駆的に断行したと深く関連し、島津家の先祖を祀る神社創建の魁となった。その足跡を主に『忠義公史料』（第5巻、第6巻）と『鹿児島県史』（第3巻）を手がかりとして辿ってみよう。

島津家は鎌倉時代から約700年にわたって南九州3カ国を支配し、約73万石を領有して幕末に至った外様の家である。王政復古・維新実現の原動力となる鹿児島藩は、1866年（慶応2）

5月水戸藩に倣って由緒のない寺院の廃合を布達し、そのための調査を開始した。幕末の非常時局に際会して、軍備充実のため物的人的資源を確保する必要性が、復古神道の排仏思想を藩の宗教政策として展開する拍車となったのである。

鹿児島藩の廃寺、神葬祭への改典は、維新政府が樹立され、世に廃仏毀釈令と解された神仏判然令が達示された1868年（慶応4）3月以降、戊辰戦争の直中にあるにかかわらず本格化する。すなわち、同年閏4月神仏分離を布達して、仏像を神体とする神社はこれを改め、鰐口・梵鐘・仏具等を除き、別当・社僧は還俗のうえ神勤させることを令した。同年6月、士分以上で神葬祭を希望する者は、藩が定めた葬祭式によって執行することを許可し、7月には、鳥羽伏見以来の戦死者の霊社を建て、永世神祭の式をもって祀るべきことを達した。そして8月には、島津家菩提所の福昌寺（1,361石余）、島津家始祖忠久を祀る浄光明寺（404石余）、15代貴久を祀る南林寺（399石余）、16代義久を祀る妙谷寺（384石余）、島津家の祈願所大乘院（300石）を始めとして、16カ寺から寺禄（計3,579石余）を召し上げ、寺僧に生活給的な手当を支給することに止めるという、廃寺処分に等しい改革を断行した。

翌1869年（明治2）3月、藩主島津忠義（1840-97）夫人が逝去し、これに神号が贈られ神式で葬儀が執行されたことは、島津家が神葬祭改典に踏み出したことを告げている^(註5)。同年6月、城内の護摩所看経所が廃止される一方、福昌寺から城内神棚へ島津家歴代の魂移しの祭儀が執行され、さらに廃寺の徹底をみた同年11月、城西の坂元町山下鶴峯なる旧南泉院跡に創建された鶴嶺^{つるがね}神社へ城内神棚から歴代神霊の遷魂祭が挙行された〔島津 1989〕。始祖忠久以降の歴代・夫人・子女等を祀る島津家総社鶴嶺神社の創建によって、島津家の改典が完成したといえるだろう^(註6)。忠義夫人の葬儀も島津家歴代の神霊遷移祭も、また版籍奉還後の総社創建も、藩政府を代表する知政所から令達されたことは、これらが島津家の私事ではなく一藩の公事であったことを表明している。

島津家においては、神葬祭への改典がさらにつぎの形で神社創建に繋がる。すなわち、旧菩提所福昌寺のほかにも、特定世代の霊位を祀る寺があり、それらも悉く廃寺となったが、「百世不遷」〔村上ほか 1970d：1108〕とされてきた世代については、1869年12月、旧寺内の霊屋に祀る肖像（木像）を神体としてその地に神社を創建し、社号を定めたことである。つぎの通りであった。

旧浄光明寺 始祖忠久の霊社→龍尾^{たつのお}神社（鹿児島・龍尾町、西南戦争で焼失し1879年鶴嶺神社に合祀）

旧日新寺 15代の実父忠良の霊社→竹田^{たかた}神社（川辺郡加世田町武田）

伊作・相州両家の総社（上記竹田神社脇、神社として定立に至らず）^(註7)

旧南林寺 15代貴久の霊社徳宝殿→松原神社（鹿児島・松原町）

旧妙谷寺 16代義久の霊社→大平^{おおひら}神社（鹿児島・下伊敷、神社として定立に至らず）

旧妙円寺 17代義弘の靈社→徳重神社（日置郡伊集院町徳重）^(註8)

旧福昌寺 18代家久の靈社英猷院→長谷神社（鹿児島・池之上町，神社として定立に至らず）

旧心岳寺 15代貴久3男歳久の靈社→平松神社（鹿児島・竜ヶ水平松）^(註9)

こうして、総社と個別社という重層構造が出現し、1873年(明治6)総社鶴嶺神社は照国神社とともに県社に列格され、夭折に終わった4社以外の個別社は定立されて郷社に列せられる。照国神社は1882年に別格官幣社に列せられる一方、島津家の正統世代を祀る個別社は大正期以後県社に列せられてゆく。

上記の島津家始祖・15代実父・15代・16代・17代・18代以外でも、7代・27代の木像、10代・11代・13代の画像の存在が記録されているが、これらは神社創建に至らず、上記の神社の何れかに適宜合祀された。その他、同一人の重複する木像・画像・位牌等の霊位は各地から集められてそれぞれしかるべき神社に合祀されるなり、あるいは撤去された仏像とともに旧福昌寺内の「列世群霊位牌合座塚」に埋められた[久保田 1941:82]。こうしたなかで15代実父忠良・15代貴久・17代義弘を祀る個別社が近代の神社制度のなかで定立に至ったことは、これら3代が近世島津家の確立にとくに大きな（始祖忠久に対してこれら3代は第二次始祖ともいべき）足跡を残したとの、また、28代斉彬を祭る照国神社が個別社のなかでもっとも早く県社の社格をえた（さらに1882年別格官幣社列格）ことは、彼が近代島津家の確立に（したがって第三次始祖といべき）至大の貢献をなしたとの、近代初頭における評価を反映するものであろう。

廃寺、そして島津家歴代ならびに偉勲世代を祀る神社創建への動きは、鹿児島藩では領民一般への神葬祭改典指令に連動する。1869年6月、知政所が領内一般に中元盂蘭盆会を禁止し、先祖の祭祀は仲春・仲冬の年二度執行すべきことを達するとともに、（神葬祭の）祭式不案内の者は藩の神社方に尋ねるよう指示し、1870年（明治3）3月、藩国学局が先祖の霊に対する神拝の作法を示した「神習草」を刊行して戸毎に1部ずつ配付したことに[村上ほか 1970d:1139-1141]、これを窺うことができる。

さて、上記の個別社3社は藩庁の主導のもとに神社化した後、藩の手を離れて地域の神社となってゆく。その一つの要因は地元で多数の士族が居住していて、島津家菩提寺御影堂（霊屋）の時代から彼らの精神的な拠点であったことである。もう一つは、近代の神社制度が神社維持のために地元で氏子や崇敬者団体の存在を創立要件としたことであった。加世田の竹田神社は設立当初麓（郷土部落）の有志25戸を氏子とするにすぎなかったが[加世田市史編さん委 1986:230]、神社明細帳（年代不詳）では氏子1,280戸と記されている。鹿児島の松原神社は、明治10年代の戸籍簿に拠れば、山之口馬場町、松原通町、堀江町、呉服町、船津町、樋之口通町、住吉町、新町、塩谷村、新屋敷通町の全部もしくは一部の住民を氏子とし

(9)

[鹿児島市史編さん委 1969: 641], 神社明細帳(年代不詳)では氏子2,423戸という。また、伊集院もとくに士族が多い土地であったが、神社明細帳(年代不詳)によれば、同地の徳重神社は氏子4,560戸と記載されている。別格官幣社に昇格する照国神社も、明治10年代の戸籍簿によれば、六日町, 山下町, 西千石馬場町, 東千石町, 築町, 汐見町, 泉町, 金生町, 中町, 平之馬場町, 加治屋町, 山之口馬場町の全部もしくは一部の住民を氏子とし [鹿児島市史編さん委 1969: 641], 1925年頃で氏子3,812戸を数え[三輪 1994: 358], 今日では鹿児島市の氏神と崇敬されているとのことである[鹿児島県神道青年会 1995: 11]。このように、何れも地域の鎮守化の道を辿ったことが明らかである。とはいっても島津家との関係が切れたのではなく、例えば竹田神社は1916年の改築のさいに島津家から修繕費として340円の提供を受け、1927年県社昇格を記念して新に石造の社標を立てた時は、島津家当主の揮毫を得ている^(註10)。

他方、島津家総社の鶴嶺神社については、1898年(明治31)、30代忠重が家督を継承した時、祭神である「列祖ノ神霊」に対して誓文を捧げた[島津 1978: 451]。また1917年(大正6)、隣接する照国神社の境内拡張整備、鹿児島招魂社の移転整備、斉彬・久光・忠義三公の銅像建設を機として、島津家の磯別邸に隣接する集成館跡に社地の寄進を受けて移転新築された。これらのことが端的に示しているように、鶴嶺神社は地域の鎮守化せず、県社でありながら島津家の氏神たる性格を保持した。総社と個別社という体統は、旧藩主家の守護神に止まる神社と地域の守護神化する神社という、一種の二極分化を帰結したのである。

鹿児島藩は廃寺を断行するとともに神葬祭への改典を推進し、維新政府の神道国教化政策をモデル的に実施した。その流れのなかで島津家の先祖を祀る神社が新しく創建され、近代神社制度のなかで個別社は島津家との関係を薄めて地域公共の守護神となっていく一方、総社は島津家の守護神たる性格を保持するという興味深い対抗的展開を示した。明治維新の変革をリードした鹿児島藩では、藩主家先祖を祀る神社創建が先駆的かつ体系的で、廃藩置県前にこれが成就したため、他藩に顕著な、大イエの解体ゆえに藩主家先祖の神社が創建される側面が現れる余地がなかった。これには、戊辰戦争勝利の最大の貢献者であったために、大イエの解体がかえって遅れたという事情もからんでいよう。つぎに、鹿児島藩と並んで明治維新に対する功績を誇る山口藩につき、毛利家の場合を点検してみよう。

2. 山口毛利家の場合

毛利家は関ヶ原合戦後の処分によって周防・長門両国に減封され、約37万石を領有して幕末に至った外様の家である。毛利家の先祖祭祀は、萩の祖霊社(城内の仰徳社か)と、歴代の墓所がある天樹院・大照院・東光寺といった萩の菩提寺で行われていたが、島津家と異なると、廃寺も神葬祭改典も、遅れたばかりか徹底的な実施をみなかった。それはおそらく、

藩の執行部が平田派の復古神道の感化を免れたことと、領民の間では真宗信仰が旺盛だったことに、主として因るのであろう。毛利家が解決を迫られていたより緊急の問題は、1863年（文久3）4月に本拠を「地勢不利号令不便」[『太政類典』第1編第107巻]な萩から時世に機敏に対応できる山口に移したのに伴い、祖霊社や菩提寺の霊位を山口のどこに移遷するか懸案であって、幕府との関係が緊迫を告げた1865年（慶応元）9月、万一の場合は祖霊社の霊位は山口遙拝所に、寺院の霊牌は山口興国寺に移すことを決定している。

毛利家が祖霊を祀る神社創建に動き出す契機は、薩長土肥4藩主による版籍奉還の上表があつて程ない1869年（明治2）2月2日に、家祖元就の「報国勤王之志」を嘉賞し、その霊に対して古祝詞の文言「朝日豊栄昇」に因んで「豊栄神社」の神号が宣下されたことである。つまり、島津家のように主として内側からでなく外側から来たのであつた。毛利家では、同年10月3日、豊栄霊社を萩の祖霊社から山口に移し、廃絶に瀕していた上宇野令の多賀神社境内にとりあえず仮殿を造営してここに祀つた。

ところが、仮殿の豊栄神社が時を置かず大イエ毛利家結集の精神的拠点となるのである。そのことを、1870年（明治3）1月16日付け、上土月番・中土支配・下土支配、および藩庁の軍事局・祭祀局・民部局あて大参事告諭に窺うことができる。

方今人心不穩物議紛紜之折柄動すれば方向を誤り候族も可有之哉と御煩念の余り今般豊栄神社に於て御本末御一同別紙之通御誓約も被遊候次第二付一統心得違無之様可為肝要候事 [忠正公一代編年史]

この告諭には、毛利本家と4末家（長府・徳山・清末・岩国）が豊栄神社の神前で認めた1月13日付け誓約書写しが添付され、支配々々において拝見するよう指令された⁽¹¹⁾。知藩事が方向を誤る輩も出るのではないかと憂慮した不穩の事態とは、奇兵隊など諸隊解散措置に不満の脱隊兵士の動きであつて、知藩事の憂慮が的中し、1月26日には千人余の脱隊兵士が藩庁を包圍して騒乱状態に陥つたので、木戸孝允が藩兵を率いてこれを鎮圧した。

同70年6月21-22の両日、豊栄神社初の祭典が藩の公式行事として執行された。そして同年10月には一藩の祈禱はすべて豊栄神社で行われることとなり、従来の祈願寺である萩城内の真言宗満願寺と山口御堀の天台宗真光院に下付されていた祈禱料100石が召し上げられる。このように一藩結集の精神的拠点として齋き祀られた豊栄神社は、1871年（明治4）12月、同じ上宇野令の野田七尾山麓に造営された新社殿に遷座し、大イエ毛利家の神社から廃藩置県後の山口県の神社への転身の道を辿ることとなる。

豊栄神社の草創期に当たる版籍奉還から廃藩置県に至る歳月は、毛利家大イエの解体が進み、また毛利家の改典が進められる過程でもあつた。まず1869年7月、萩と山口の毛利家所縁の寺院が合廃寺される。すなわち、萩城内の毛利元就菩提寺万年寺（元・洞春寺）を山口潮音寺の旧地に移し（元就木像と位牌を遷座）、これに元就夫人菩提寺である萩城内の妙久寺

(11)

を合併(夫人の位牌を万年寺に遷座), 毛利輝元夫妻の菩提寺である同じく萩城内の天樹院を萩郊外の大照院に合併して廃寺。これら萩4カ寺はいずれも臨済宗であった。うち, 毛利藩祖秀就ほか偶数歴世の藩主夫妻の菩提寺である大照院は天樹院を吸収して萩に据え置かれ, 1カ寺は元就夫妻の菩提寺となって山口へ移転, 残り2カ寺はこの2カ寺に吸収されて廃寺となったのである。萩城内に在ったもう1カ寺, 祈願寺満願寺は防府の霊台寺に合併されて廃寺となる。こうして, 城内にあって毛利家から168~478石の扶持を受けていた4カ寺は姿を消した。なお, 先に万年寺に堂宇境内を明渡した山口の潮音寺は同所の興国寺に移転し, 興国寺は萩寺院安置の毛利家霊牌の緊急避難先に予定されていたにかかわらず, 廃寺となった。

山口藩では毛利家関係の寺院の合廃寺を実施しただけでなく, このさい一藩全体について合廃寺を行ったことは, 「当藩菩提寺ヲ始メ」の語を冒頭に置く1869年11月の弁官あて下掲の伺いに徴して明らかである。

当藩菩提寺ヲ始メ, 寺院数多ノ処, 貧寺無住檀下無之向等有之, 本寺ノ世話行届兼, 難波ノ次第不少ニ付, 無住ノ向ハ廃寺, 尤モ檀家有之向ハ本寺或ハ最奇同宗寺へ合併仕度, 此段奉伺候以上 [村上ほか 1970d: 583]

この伺いの文章は, 山口藩の合廃寺は無住無檀家あるいは少檀の貧寺を対象とするものであって, 1870年を中心に約4分の1が廃寺となったものの[村田 1974-75], 鹿児島についてみたような廃仏の文脈での強行措置でなく, したがって神葬祭への改典に必ずしも結びつくものではなかった。しかし, 1869年11月の藩庁達の1カ条に,

盆会の節生霊棚送盆其外無益の俗礼を廃止の事

但神信の敬礼ハ愈可致手厚候事 [忠正公一代編年史]

とあり, 仏教的俗礼を無益とし, 他方, 神信仰は手厚く勤めるようにと令達したところに, 仏葬から遠ざかって神祭に接近しようとする藩庁の姿勢が窺われる。このことをみれば, 家祖元就の祭祀を洞春寺(万年寺)における仏式主体の形から, 豊栄神社における神式に改めた毛利家が, 神葬祭への道を歩むのは必至と予想することができよう。

毛利家では1870年3月元就およびそれ以前の歴代の仏祭を廃止し, 同年10月には元就に続く隆元・輝元・秀就の仏祭を廃して神祭とし, 藩祖秀就に殉死した8人の霊(大照院毛利家墓所の秀就墓前両側に祀られる)も神祭に改めた。毛利家は歴代の位牌所で従来行われてきた仏式法会を順次廃止し, 翌71年(明治4)3月, 幕末の13代藩主敬親(1819-71)が没するや初めて神葬をもって葬り, 以後, 毛利家は神葬祭の家となったのである^(註12)。

この年7月, 士族その外, 自葬祭(神葬祭)志願の者には願いのとおり許可する旨, 山口藩から弁官に届出られたことは[村上ほか 1970e: 868], 毛利家に追従して改典する士族があいついだことを推測させる。山口藩はこのような状況のなかで廃藩置県を迎え, 毛利家は藩地を去って東京に居を移した。旧藩時代450石の扶持を与えていたもう一つの菩提寺, 萩の黄

榊宗東光寺は、禄制改革のなかで支えきれなくなり、71年8月願いによって独立を認め、無檀家でも今後寺門を維持するに足る山林や土地を毛利家から寄付する一方、毛利家の墓所については若干の掃除料で管理を委託した。かつて850石の扶持を受けていた大照院もこのとき毛利家を離れて独立し、墓所も東光寺と同じ扱いになったと考えられる。

さて、71年12月新社殿に遷座した豊栄神社は、73年4月、新しい社格制度のもとで県社に列せられる。同年9月、敬親の三年祭に当たり、士民代表が出願して、その霊を豊栄神社境内別殿（毛利家先祖の神霊安置のところ東京邸への遷座により空殿）に祀り、敬親の諡号に因んで忠正神社と称した。これも76年10月には県社に列せられ、地名に因り野田神社と改称することを許可される[『太政類典』第2編第260巻]。旧藩の政治的軍事的中心たる地位に加えて、宗教的精神的中心たる地位まで山口に奪われてしまった萩では、78年に至って士民が発起し、豊栄・野田両神社の遙拜所を指月城址に建てたが、翌年これを両神社の分社として志都岐山神社と称することを許され、さらに82年12月には他の歴代藩主を合祀して県社に列せられる。こうして、毛利家祖と幕末の英主に加えて毛利家歴代を祀る神社コンプレックスが、旧藩士民の心情的拠点たる公共の施設として出現したのである。

他方、毛利家自体の先祖祭祀は東京本邸の祖霊殿に集中され、毛利家が明治20年代に本拠を山口県防府市に移してからは、防府の毛利本邸内の祖霊殿がこの機能をもっぱら担うこととなる。野田神社の祭神となる敬親は山口上宇野令の滝山香山に葬られ、そこに毛利家13代以降のための新たな墓所が造営されるのであるが、この一角に12代までの歴代すべての総墓として「毛利本家歴代諸霊之墓」が建てられている。

3. 高知山内家の場合

藩主家の先祖を祀る神社の創建について考察するさい、その藩の神仏分離および神祭改典政策に注意しなければならないことは、第II節で説いた通りである。廃仏政策を採った鹿児島津家については第III節の冒頭で論じたが、鹿児島藩と並んで廃仏主義の大藩と称されたのは高知藩である[村上ほか 1970b:615]。

山内家は、1600年(慶長5)家祖一豊が土佐20余万石に封ぜられ、2代忠義が徳川家康の養女を妻とした縁故で譜代並の待遇を与えられて、転封なく幕末に至り、明治維新の実現に貢献した家である。一豊の二百回忌(1804年)に当たって、一豊・夫人・2代忠義の3柱を祀る藤並神社を城内に創立し、30年後の1835年(天保6)吉田家から大明神号を贈られた。以下、とくに注記する以外は『山内家史料 幕末維新(豊範公紀)』に拠って考察する。

高知藩では、王政復古宣言につづく戊辰戦争のなかで、1868年(慶応4)7月新政府の神仏分離令を領内に達示し、神社附属の別当職廃止などを進めた。戊辰戦争が片付く頃から、本居宣長や平田派の学説を奉じる社寺掛が廃寺に着手し、1870年3月まず山内家菩提寺真如寺

ほか11カ寺から寺領（土地山林）を一切召し上げ、ついで領内寺院に廃寺、僧侶に還俗を迫り、士民には神葬祭への改典を促した。

元来土佐の寺院には信徒の喜捨によって成るものが少なく、やや大きな寺では藩から寺領を給せられ、造営も藩の手配に依っていた。それゆえ、維新时期早々の藩政改革によって寺領が収公され、造営が止まると、もはや寺を維持すべき方途がなく、僧侶も続々還俗して神職になる者が多かった。菩提寺の曹洞宗小本寺真如寺住職も、還俗して神職になった。廃寺は70年から始まって71年には激甚を極め、615カ寺のうち439カ寺(71%)が廃滅したという。支配階級である士族は南学の伝統を承けて儒学を尊び、仏説を斥け、形のうえだけ仏祭に従っていたに過ぎなかったので、71年2月に「神葬祭心得」（神葬祭の手引き）が頒たれると、争って先祖の祭式を神式に改め、廃寺、そして僧侶には還俗を余儀なくさせた[村上ほか 1970a: 1005-1018]。

山内家では、1870年11月、祖霊を城内三ノ丸に祀って山内神社と称した。このさい、菩提寺始め諸寺院安置の霊牌を残らず取りまとめ、爾後仏祭を廃止して神祭に改め、祥月精進日など一切廃止したのである。翌71年3月、(藤並神社御旅所に)山内神社の造営がなり、同年4月藤並大明神3座を勧請した。こうして、家祖一豊以降歴代の神霊を祀る神社が出現し、かつて山内家家主の真如寺参詣頻りであったのが、今や山内神社がこれにとって代わり、士族には山内神社への随意参拝を許した。翌72年1月、12代豊資が卒し、山内家としては初めての神葬で歴代の墓地がある旧真如寺脇の日輪山（鏡川対岸の筆山）に葬った。

神葬、忌日および日々の神式祭祀は山内家の私的空間での先祖祭祀儀礼であったのに対し、士族の随意参拝が許された山内神社は公共に開かれるはずのものであった。ところが意外にも、72年「4月17日山内神社ヲ高知県庁ニ交付シ6月14日更ニ神霊ヲ箱崎邸ニ勧請ス」という見出しの『豊範公紀』の記事に接する。記事は『山内家内事録』からの引用であって、「去ル17日山内神社県庁エ御引渡シ相成候」「更ニ御勧請相済候迄於御社別段御祭礼有之筈ニ御座候」とあるのをみれば、廃藩置県後東京に移住した山内家が、山内神社を高知県に引き渡したこと、神霊を東京箱崎邸に勧請するまで、なお神社において祭祀が行われるはずであることが判明する。言い換えれば、山内神社の神霊が箱崎邸に勧請された後は祭祀が行われず、ただ残された神社の建物が高知県の管理となる、ということである。かくて、山内神社は山内家のものとして邸内神殿に吸収され、地元が開かれた公共の神社に成長することなく、いわば夭折したのである。

他方、藤並神社は地域公共の神社として成長した。だからこそ、山内神社の夭折、山内家の私的空間への回収が可能であり、かつ妥当な処置であったのだろう。71年6月29日、廊中（高知城下町）の身滌祓神事を鏡川沿いの藤並神社御旅所で執行することが藩庁から示達され、廊中以外の郷浦では、同じ神事を「産土神社等水辺海浜便宜」の土地で執行するよう達

せられていることから、高知城下の「産土神社」の地位を藤並神社が獲得していることが判明する。しかし、御旅所と同じ社地にあった山内神社には全く言及されていないのである。翌72年、藤並神社は郷社に列せられたのに対し、山内神社は高知県に交付され、後者夭折の後、75年には前者は県社に昇格している。

4. 山形県下諸家の場合

戊辰戦争の勝者であった島津家・毛利家・山内家は、何れも神葬祭に改典し、廃藩置県前に藩祖を祀る神社を創建した。つぎは戊辰戦争の敗者であった奥羽越諸藩のうち、山形県下3藩とその藩主家について、神葬祭への改典に注意しながら藩祖を祀る神社の創建を観察しよう。鹿児島・山口・高知のような大藩ではなく、中藩（米沢藩・庄内藩）か小藩（天童藩）である。創立の早い順に言えば、(1) 織田家の事例は島津・毛利・山内3家同様、廃藩置県前の創立、(2) 上杉家と(3) 酒井家の事例は廃藩置県後、創立へと動き出したものである。

(1) 天童織田家と建勲神社

織田信長の嫡系・天童織田家は、1830年（天保元）年から40年足らず天童の地で2万石を領知した。最後の藩主信敏（1853-1901）はその筋からの勸奨によって信長への神号宣下を請願し、1869年（明治2）11月健織田社の宣下を受け、さらに翌70年10月建勲社と改称すべしとの達示を受けた。よって、東京邸内に一字を設けるとともに、支配地天童の東城山（舞鶴山）山頂に建勲社を創建したのである。廃藩置県後の71年11月、山形県は神祇省に対して、「天童鎮坐建勲神社ハ、官許アリテ齋祀スル所、尤尊王ノ神靈タレハ、是ヲ以テ県社ト可致（哉）」[村上ほか 1970c：424]と伺い出、「伺ノ通」と指令された。しかし、県社に列せられるのは1973年5月のことであったようである。

当初の建勲神社は登拝のための山頂への坂道が峻険で、一般の参拝に不便であったから、84年（明治17）山腹のやや平坦な土地を開拓して社殿を移築し、従来の社地には石の厨子を立てて奥宮とした。社地移転の願書は氏子総代3名から提出されており、元来の創設者織田家は同意を与えるだけの立場に退いていることは、建勲神社が織田家の祖霊社から地域の鎮守となっていることを示唆するもので、事実、天童町とその南の荒谷村の村社になったという[天童市史編さん委 1992：79-81]。織田家では政府からの非公式の指示によって家祖を祀る神社を藩地に設立したが、廃藩置県を機とする東京移住後、祖霊社は地元の鎮守となった。天童町には旧藩士が集住したことで、荒谷村は名主が先代藩主の妾の親で神社設立に尽力した縁により[天童市史編さん委 1992：79-80、三宝寺史編集委 2000：81]、氏子区域となったのであろう。

天童の建勲神社が県社に列せられた2年後、京都船岡山に建立された別格官幣社建勲神社の

新社殿に、天童織田家は霊代として信長手沢の鏡面頬を献進するほどの由緒を認められたにもかかわらず、神葬祭に転じなかった。華族となった織田庶流3家のうち、神葬祭に転じたのは大和芝村の織田家のみであった。天童織田家では、家祖を祀る神社の創建、県社列格、さらに別格官幣社昇格が神葬祭改典に結びつかなかった。

天童織田家には天童就封以来の菩提寺があった。天童の三寶寺(浄土宗)がそれであって、信長から12代信敏に至る歴代および夫人・子女の位牌が霊屋に安置されている〔三寶寺史編集委 2000:284-288〕。これとは別に、東京には近世以来の菩提寺高林寺があるのである。幕末維新期の当主が病弱あるいは若年で、戊辰戦争では新政府側と列藩同盟の間に揺れ動いた小藩の織田家には、時勢に主体的に対処する能力に欠け、要路の勸奨に従って神号宣下を請願する一方、葬祭のほうは在来のままに推移したのであろうか。

(2) 米沢上杉家と上杉神社

上杉家は、謙信の嗣景勝が関ヶ原戦後の処分で1601年(慶長6)会津若松120万石から米沢30万石に移され、4代目の襲封のさい置賜郡15万石に削られたが、転封なく伝えて幕末に至った家である。家祖謙信は越後高田城に没し、その遺骸を納めた柩は高田から会津若松へ、さらに米沢へと転封の度に遷された。米沢では城内本丸東南隅の盛土した高みに謙信遺骸を本尊とする「御堂」が建立され、堂内に歴代藩主の位牌壇も安置された。忌日および日々の供養のため城内二之丸に真言宗寺院団が配置され、米沢藩至高の聖所として尊崇されたのである。

米沢藩は戊辰戦争では高知藩らの説得により比較的早く降伏したが、奥羽越列藩の盟主並の地位にあったため、戦後処分の後遺症が維新期の藩政を制約した。それでも1870年(明治3)7月神仏分離政策を実施に移して、御堂勤めの寺院を移転させるか廃寺処分とし、翌71年8月謙信と中興・鷹山を神祭に改め、御堂で初めての神祭を厳修した。祭祀改革に着手したばかりの上杉家が東京に移住した後、同年12月の旧藩士族番頭と旧藩民有志連名の請願を契機として、翌72年10月謙信と鷹山に上杉神社の神号が認可され、ついで同年11月置賜県の申請によって県社に列せられた。上杉神社が御堂を仮社殿として近代神社制度のもとで地域公共のなかに定位されたのに対応して、73年1月上杉家は東京邸社殿に上杉神社を勧請し(上杉家では「遷座」という)、小イエ上杉家の私的な霊位として回収する。その後3年半ほど米沢上杉神社の神事は御堂で執行されていたが、76年(明治9)5月に至って城址の本丸御殿跡に新社殿が竣工し、御堂から新社殿へ上杉神社の遷座式が執行された。

他方、御堂に残された謙信遺骸は、公園となった城址から、城外御廟町の上杉家歴代の墓所に移される。上杉家では、御廟町の墓域構成を謙信霊柩を首座とする配置に改造して、76年10月ここに遺骸を遷し、歴代藩主の位牌壇は先年の神仏分離で墓所に移転した法音寺霊屋

に移して、御堂を解体した。墓所の管理と先霊供養はこの法音寺（上杉家当主葬儀の導師を勤めてきた御堂勤仕寺院筆頭）が担当したが、謙信と鷹山の祭祀のみ上杉神社の祠官が墓所まで出向いて勤めたのである。

ここに、かつて大イエ上杉家すなわち米沢藩上杉家が聖所として尊崇してきた御堂と墓所のうち、大イエ崩壊の後、御堂での謙信と鷹山の祭祀は上杉神社として公共の場に放たれるとともに、御堂から墓所への謙信遺骸の移遷によって御堂が解体し、墓所を中心として小イエ上杉家の先祖祭祀が回復されたこと、ならびに小イエ上杉家の仏祭に、謙信と鷹山の神号認可を契機として神祭の楔がうち込まれたことを、認めることができるのである。

では、上杉家は改典したのかどうか。上杉家では、謙信と鷹山に上杉神社の神号が認可された翌日、すなわち72年10月4日、隠居の齊憲（1820-89）が教導職中教正（神官）に補任される。のみならず翌年1月22日に教導職管長代を命ぜられが、その任に堪えずとして2月9日には辞表を提出し、3月28日に辞職が許可されるという、出来事があった[米沢温故会 1988: 106]。内実の伴わない半年足らずの短い在職であったにせよ、高位の神道教導職に補任された経歴のためか、1889(明治22)5月逝去するや齊憲は神祭をもって葬られた。しかし、1903年没の彼の妻も、上杉神社の創立と展開に家主として関わった1919年没の嗣茂憲(1844-1919)も仏式で葬られ、それに伴って墓所での謙信・鷹山の祭祀も仏式となり、かくて上杉家は仏葬の家の旧態に復したのである。

要するに、かつて一つの大イエ上杉家の祭祀であったものが、謙信・鷹山を祀る近代神社制度下の上杉神社創設を契機として、公共の上杉神社と小イエ上杉家の私的な祭祀に分裂し、前者は国家神道の祭祀空間につながり、後者は仏教^(註13)の祭祀空間で精気を保持することとなったのである。詳しくは筆者の別稿（森岡 2003）を参照されたい。

（3）鶴岡酒井家と荘内神社

酒井家は、1622年（元和8）に入部して、鶴岡を拠点に出羽国田川・飽海両郡で14万石を領有し、転封なく幕末に至った徳川譜代の家である。戊辰戦争では会津藩松平家とともに新政府軍に最後まで抵抗し、戦後処分の後遺症を抱えて維新期の激動に堪えた。

廃藩置県後酒井家は東京に移住し、1875年(明治8)秋には鶴岡城も解体されることとなって、旧藩士民の心情的拠点が失われる日が迫った。ここに両郡の士民有志が協議して、鶴岡県令に対し10月7日付けで「社宇経始並社号願」を提出した。要点は下記の通り。

（上略）復古御一新ノ今日ニ至ルモ猶（旧主酒井家の徳沢に対する）思慕ノ情難黙止、両郡ノ士民有志ノ者共相謀り、御管内第二大区一小区鶴岡旧城地、別紙図面朱引画内ノ場所ヘ一社宇ヲ経始シ、兼テ郭内鎮祭有之酒井左衛門尉忠次・同左衛門尉家次・同宮内大輔忠勝三代ノ神ヲ合祭シ、社号ヲ荘内神社ト称シ、県社ニ被見建永世崇敬祭祀仕度奉存

候、但シ社宇経営ヲ始メ祭祀修繕ニ至ルマテ一切ノ入費ハ士民有志ノ寄付金ヲ以テ営ミ可申条、仰願クハ倦々ノ情御汲取被成下、志願御許容被成下度、尤地所御払下之儀共、偏ニ奉懇願候也 [鶴岡市史編纂会 1975:247-248]

旧藩主酒井家の徳沢に対する思慕の情止みがたく、旧本丸跡に一社を創建して、かねて城内に鎮祭してきた酒井家の始祖・家祖・藩祖3代の神霊を合祭し、荘内神社と称して県社の見立てをもって永世崇敬祭祀したい、については一切の経費は士民有志の寄付金をもって賄うので、なにとぞ許容のうえ地所を払い下げさせていただきたい、というのである。

この願いは早速聞き届けられ、11月14日県社列格の指令が達せられた。すでに表向き酒井家の手を離れ、士民有志の創建するところとなっていて、願書の差出人は鶴岡県管下(旧鶴岡藩領と支藩旧松山藩領)の第一大区から第六大区までの総代戸長6名であった。このうち第二大区は鶴岡で旧藩士族が多く、松嶺を含む第五大区には旧藩士族がいくらかいたのに対し、他の大区は平民が占めるという族籍別構成の地域差があったが、とにかく旧藩領に相当する6大区の総代戸長が出願したことで、単なる士民有志でなく、旧藩士民挙っての願いといる形をとっている。翌1876年本丸跡900坪が境内として払い下げられることが決まり、3月には旧藩士遠藤某が祠官に任ぜられ、いよいよ神社創建の事業が始まった。4月には社殿造営のための募金依頼が管内の区長戸長という行政ルートを通じて通知される。神社の地形築立のための工事は、第二大区の士族を中心に、その他市在有志の者が進めたが、作業が遅れがちであったので、第一大区・第三大区のうち鶴岡近村から有志の出夫助力がえられるよう、同年9月の段階で荘内神社祠官と地元の戸長から山形県令あて指導方を懇願している [鶴岡市史編纂会 1988:199]。こうして、1877年5月地鎮祭、9月上棟式、そして10月4日から3日間盛大な遷宮祭が執行された。

地鎮祭に先だって酒井家から長物や馬具が奉納され、爾来、祭礼の神輿渡御には参勤行列が再現されて祭を賑わしたが、神社維持は酒井家に依存せず、資本金の寄付者を永世信徒として、町村ごとの信徒組織を町村組合で束ねた神社維持組織を構築するとともに、1890年には荘内神社講を結成して信徒の増加に努めている [鶴岡市史編纂会 1975:249-250]。

酒井家は代々仏式で葬祭を行っていたが、1875年6月9日(荘内神社の創立出願以前)に隠居忠発が教導職中教正(神官)に補任されたことから、76年2月逝去した忠発の葬儀を神式で執行し、以後神葬祭の家となった。忠発の遺骸は、知行150石の菩提寺であった家中新町の浄土宗大督寺境内の、従来の墓所を区切って造営された神式の墓所に葬られた [鶴岡市史編纂会 1975:252, 同 1988:255]。1878年の『華族戸籍草稿』には、酒井本家と並んで末家旧松嶺藩酒井家も神葬祭と記されている。

明治一桁代後半の教部省時代に、酒井家が神葬祭に改典し、始祖・家祖・藩祖を祀る荘内神社が創建されたが、一桁代前半の神祇官時代、つまり酒井家が藩主であり藩知事であった

時代には、神仏分離はともかくとして、一般士民に神葬祭への改典を勧奨した確証はない。復古神道の思想的背景や神道国教化政策への対応の影すらなく、ただ大イエ酒井家解体後の心情的拠点回復のために、藩祖を祀る神社が旧藩士民によって創建されたのである。そのさい、旧来の氏子区域に割り込むことを避けて信徒組織とし、広く旧藩士民全体に信徒の網をかぶせつつ、士族層が信徒の中核を担ったこと、および1872年に旧藩士族およそ3,000名が松ヶ岡の開拓に着手して土着し、他方、1881年酒井家が東京から帰住し、やがて鶴岡に本拠を定め、士族団の結束維持に役だったことを、付言しておこう。

IV. 地域の鎮守化の要因

明治維新时期に創建された旧藩主家の先祖を祀る神社が、藩主家の手を離れて地域の鎮守となってゆく。創建事情のなかから地域の鎮守化の要因を探り、以下3点を指摘して結論に代えよう。

1. 大名家大イエの解体

藩祖を祀る神社の鎮守化とは、大名家大イエの氏神であった、あるいはあるべき神社の変質に他ならないから、鎮守化の基礎要因として大名家大イエの解体が想定される。本稿の考察はこの想定から出発したのであるが、これを明らかに認めえたのは鶴岡・酒井家における荘内神社だけであった。それ以外の事例では、大イエが目に見える形で解体する以前に藩祖を祀る神社が創建された、少なくとも創建が企画されたから、この要因が顕在化しなかったのである。

2. 地域における受け皿の構築

地元の士族が創建神社の氏子集団や信徒組織の核を構成し、行政や地域の自治組織がそれ以外の地域住民を氏子や信徒に動員して受け皿を構築する形が、鹿児島・米沢・鶴岡にみられる。行政や自治組織の関与は、旧藩の伝統を引き継ぐものであるが、また近代神社制度に適合した施設に新設神社を定位するために要請されたのである^(註14)。今回の考察から省いたが、上山藩松平家の月岡神社では、氏子圏を確立するために明治40年代の神社合祀を活用しており、注2でふれた津和野藩亀井家の元武社（津和野神社と改称）の場合も同様であった。

3. 小イエ旧大名家における私的祭祀の回復

藩祖を祀る神社が地域社会に開かれて鎮守化することと、邸内神殿、寺院霊屋、廟所あるいは公設神社の形での、小イエ旧藩主家における私的祭祀の回復が並行する。この両極分化には大イエ大名家の崩壊に伴うある種の必然性があるように考えられるのである。

注

- 1 廃藩置県に先立つ3例のうち、2例は維新政府の宗教政策をリードした鹿児島島津家のもの、他の1例は織田信長の偉業を顕彰することによって徳川家康の靈威の相対化を図った政府の勸奨を契機とする天童織田家のものであって、全体からみれば例外というべき事例である。
- 2 神葬祭への改典(転法)を先駆的に断行したのは、水戸徳川家を除けば津和野亀井家であろう。元・津和野藩士で大國隆正(1792-1871)に学び藩校養老館の助教を勤めた佐伯利麿が、明治末年大略つぎのような興味深い談話を遺している[村上ほか 1970c: 1135-1137]。津和野藩では1867年(慶応3)6月、藩主始め一藩の葬祭は古法の祭式(神式)を用いることとし、藩主の菩提寺永明寺の寺領を没収して関係を一切断った。藩士も各々その菩提寺(主に禅宗)との関係を断ったが、信仰で結ばれていたわけではなかったので、関係を断つのは容易だった。町人百姓には真宗が多く、彼らはなお仏教から離れなかったけれども、藩主始め藩士は全く神道に依ることとなった、という。

ところが、寺領没収・改典が藩主家の祖霊を祀る神社の創建につながらなかった。幕末維新期の藩主亀井茲監(1825-85)は、1861年(文久元)7月家祖茲矩の250年祭に当たり、城下喜時雨に在った靈社の規模を広げにして、領内随一の崇敬対象とし[加部 1905: 277]、ついで菩提寺との関係を絶ち、神仏分離、そして諸藩に先駆ける神葬祭への改典をリードしたのであるが、その時もまたその後も、歴代の先霊を家祖の靈社(元武社)に合祀して、これを菩提寺に代わる神式の施設とすることはなかった。他方、1876年(明治9)8月旧藩士族総代が、「亀井家歴世ノ旧恩ニ追報シ且神葬祭ノ者ヲシテ其心志ヲ団結セシメン」との趣意から、「亀井家歴世ノ神霊ヲ始各自ノ先霊ヲモ安置シ祀典永ク滅絶スルコトナク一歳一回コレヲ執行」するため、総靈社を旧城下に建設することを願い出、同年12月許可をえて建設した[加藤 1997: 404]。亀井家が別格の筆頭氏子になっているものの、総靈社は神葬祭改典の士族たちの発意により建設された亀井家と旧家臣たち共同の神道施設であるから、亀井家の祖霊を祀る神社とはいえない。このように、神仏分離そして神葬祭への改典の魁となったにもかかわらず、藩主家の先祖を祀る神社を創建しなかった例があることに注意したい。

津和野藩で藩主の先祖を祀る神社の創設が神葬祭への改典に伴わなかった理由として、いくつかの要因が想定される。まず、1867年の改革の時、寺院をなるだけ合併させるだけでなく、亀井家が藩主として津和野に入部した1617年(元和3)以後勧請の神社は、古来の社へ相殿として合併させることによって、民費を減じ墾田数町を得たというしだいであったから、神社の創建など問題にならなかったことである。つぎに、古法の祭式を興す根拠は平田派を中心とする復古神道の思想的立場であったが、実際の施策の特色は、君父の大祭さえ無縁の僧侶に委ねるこれまでの法では、真に心を尽くすことができないから、他人の手を借りずわれわれ自身で実意をもって祭りたい、という自葬主義にあった。しかも、先霊を祭るには墓所をもって本とし、毎日の礼拝と供え物のために居宅中に靈屋を設けることが説かれ、神社の設立は要件でなかったことである。
- 3 藩主家菩提寺に先祖の墓が付設されていた場合、菩提寺から変身した神社の境内に墓地が連なることとなる。鹿児島藩が、治政所の神社調役は「藩内神社・陵墓・祭典等ノ事ヲ議処スルヲ掌ル」[鹿児島県維新史料編さん所 1979: 51]と定めたのは、この事態に対応するものであり、また維新政府の神祇官が神社と山陵を併せ管轄した根拠も、この辺にあったと推測されよう。なお、これを平田派の靈魂觀が支えた。鹿児島藩および維新政府の神祇行政に大きな影響を与えた平田篤胤(1776-1843)が、死んだ人の魂はどこに鎮まるかという、「社、また祠などを建て祭りたるは、其処に鎮まり坐れども、然在ぬは、其墓の上に鎮まり居り」て、「君親・妻子」の行く末を見守っている、と説いた靈魂觀を参照[平田 1998: 172]。
- 4 「鎮守」とは地域生活の守護神である。これに対して族的集団の守護神を「氏神」という。守

護機能の中核は攘災招福（無病息災・豊作豊漁・商売繁昌・家内安全・戦勝など）の現世利益であり、これを期待する時にいさぐ不安からの解放感である。

- 5 葬儀を神式で執行することを布達した治政所の達文に、「方今復古之御盛典ニ被為基」とあるのは、孝明天皇三周忌を神祇式で厳修することを達した行政官布告(1868年第1115)に、「今般御制度復古之折柄」とあるのに、見事に呼応している。
- 6 島津家では歴代藩主と夫人、および一族の法号を改めて神号とし、仏葬をもって葬られた先霊の墓石正面の法号に対し、その左側面に新に神号を刻んだ。この改号が公告されたのは1870年12月のことであったが、すでに前年3月忠義夫人に神号が贈られたことに徴して、福昌寺から城内神棚に歴代先霊の魂移しを厳修するさい改号されたと推測される [久保田 1941: 83]。
- 7 15代貴久は島津家正統（奥州家）の有力支族たる伊作・相州両家を継承した忠良の嗣子であったから、正統を継ぐさい伊作・相州両家の祭祀を兼帯することとし、以来代々両家の祭祀を引き継いできた。しかるに、1869年島津家正統の先霊を鶴嶺神社に合祀したので、伊作・相州両家の先霊は忠良霊社（竹田神社）の傍らに一社を創立して合祀し、これを両家の総社として祀ることにしたのである。しかしこの成案は実現されず、その代わり、伊作家先霊は日置郡伊作町7カ所に散在した墓所を2カ所に集め、相州家先霊は日置郡阿多・田布施2カ所の墓所で、島津家として祀っている。
- 8 始良郡加治木は17代義弘の隠棲の地であって、同地の本誓寺にその形代（木像）を祀る霊屋があった。1869年廃寺となるや、士民の協働によって旧城址に社殿を造営し、義弘が戦場で用いた兜の鍔形と矛をもって神体とし、義弘の神号に因んで精矛神社と称したが、霊社を神社に改めた事例ではない。1873年郷社、1918年県社昇格。
- 9 豊臣秀吉の薩摩侵攻に抵抗してこの地で自害した島津歳久の菩提を弔うために、16代義久によって心岳寺が創建され、1869年廃寺の跡に、「百世不遷」の正統世代ではないのかかわらず、歳久を祭神として建立された神社。鹿児島湾に落ちてゆく山の斜面を切開いた狭い境内であることもあって、本堂とは別に肖像を安置した影堂がなく、その代わり本堂のすぐ背後に歳久と従者27人の墓が造営されており、むしろ墓所を奥宮とする形になっている点に、また個別社に奉祀されている忠良・貴久・義弘の何れもが危機を乗り越え志を遂げて永眠したのに対して、歳久は憤死であり、怨霊供養の色彩が濃い点に、特色がある。平松神社の建立について、藩の公的記録はとくにその事由にふれたつぎの達書を留めている。

一 嶋津左衛門歳久

右歳久事、忠誠にして英武胆略、格別成御連枝にて候処、故ありて於帖佐滝ケ水自尽被有之候付、貫明公（島津義久）右滝ケ水江心岳寺被召建、歳久菩提所被仰付置候へとも、此節思召之訳被為在、心岳寺之儀は被廢、右寺跡江改て一社御建立、歳久神霊被相崇、社司被召附置候、[鹿児島県維新史料編さん所 1979: 445-446]

- 10 29代忠義当時は、島津家の祖霊を祀る神社に直祭と代参の別があった。直祭の神社とは鶴嶺・照国・花尾（初代忠久生母を祀る）・竹田の各社であり、代参の神社とは一之宮（初代忠久を祀る）・松原・徳重（および龍尾・大平・長谷）の各社であって、島津家の関与の度合いが異なった [島津 1989: 11]。
- 11 長府毛利家の『毛利家乗』1870年1月13日の条に誓約書の内容が記録されている。以下の通りである。

宗家及ヒ四支家大祖豊榮神社ニ詛盟誓約書ヲ奉ル

一従来ノ国是一定不動ノ事

一兵制者皇国一般ノ制度ニ従フヘシ

一自今益上下之情実ヲ通暢シ閩藩之耳目ヲ一新セシムヘキ事

- 附民情安堵方今之急務ニ付人選其當ヲ得セシムルヲ要ス
 一朝廷御誓ノ勸旨ニ基キ長防二国政令一途本支同体列祖束矢之御遺戒ヲ相守リ益親睦之道ヲ尽
 シ皇国之柱石ト可相成事
- 12 1878(明治11)年の『華族戸籍草稿』には、毛利宗家と4末家(岩国吉川家を含む)はともに
 神葬祭と記されている。長府毛利家が全面的に神祭に改めたのは、1875年3月のことであった[『毛
 利家乗』]。
- 13 上杉家は菩提寺・真言宗法音寺のほか、8代までの夫人・子女、および府中長尾家の謙信以前
 の歴代の墓碑・位牌を祀る米沢の曹洞宗法泉寺、ならびに9代以後の夫人・子女、および12代齊
 憲以降歴代の墓碑がある東京の臨濟宗興禪寺と、準菩提寺的に関わっている。
- 14 1872年(明治5)2月14日付け大蔵省への神祇省回答に、「府県社祠官祠掌月給御省(大蔵省)
 下行ニ候上八年中ノ祭資及ヒ營繕等ノ費用総テ民費ニ課候テ可然儀ト存候」とあるように、祠官
 らの月給は府県から支給されるが、祭典や營繕等の費用はすべて氏子崇敬者の負担とされ、神社
 の創立願にはこの点を明記することが求められた。

文 献

- 長府毛利家編, 1980『毛利家乗』16, 防長史料出版社。
 『忠正公一代編年史』111冊, 山口県文書館所蔵。
 平田篤胤, 1998『霊の真柱』岩波書店(岩波文庫)。
 加部殿夫編, 1905『於杼呂我中 亀井勤斎傳』中山和助。
 鹿児島県編, 1941『鹿児島県史』第3巻, 鹿児島県。
 鹿児島県維新史料編さん所編, 1978『鹿児島県史料 忠義公史料』第5巻, 鹿児島県。
 鹿児島県維新史料編さん所編, 1979『鹿児島県史料 忠義公史料』第6巻, 鹿児島県。
 鹿児島県神道青年会編, 1995『ふるさとのお社—鹿児島県神社誌—』創立40周年記念事業実行委員会。
 鹿児島市史編さん委員会編, 1969『鹿児島市史』I, 鹿児島市。
 加世田市史編さん委員会編, 1986『加世田市史』下巻, 加世田市。
 加藤隆久, 1997「津和野における総霊社と祖霊社」加藤隆久編『神葬祭大事典』戎光祥出版, 400-414。
 久保田収, 1941「薩藩における廃仏毀釈」『史学雑誌』第52巻第10号, 57-98。
 明治神社誌料編纂所編, 1912『明治神社誌料』全3巻。(1975年復刻, 講談社刊)
 三輪磐根, 1994『照国神社誌』照国神社社務所。
 宮地直一, 1938『神社綱要』東洋図書。
 森岡清美, 2002『華族社会の「家」戦略』吉川弘文館。
 森岡清美, 2003「旧藩主家における先祖祭祀の持続と変容」成城大学『民俗学研究所紀要』第27集,
 1-26。
 村上専精・辻善之助・鷲尾順敬編, 1970a『明治維新神仏分離史料』第1巻, 名著出版。
 村上専精・辻善之助・鷲尾順敬編, 1970b『明治維新神仏分離史料』第2巻, 名著出版。
 村上専精・辻善之助・鷲尾順敬編, 1970c『明治維新神仏分離史料』第3巻, 名著出版。
 村上専精・辻善之助・鷲尾順敬編, 1970d『明治維新神仏分離史料』第4巻, 名著出版。
 村上専精・辻善之助・鷲尾順敬編, 1970e『明治維新神仏分離史料』第5巻, 名著出版。
 村田安徳, 1974-75「明治初年における山口県の廃仏毀釈—『山口県風土誌』よりみたる—」早稲田
 大学教育学部『学術研究』第23号<地理学・歴史学・社会科学編>45-75, 同第24号<地理学・
 歴史学・社会科学編>25-30。
 岡田包義, 1942『神祇制度大要』政治教育協会。
 岡田米夫, 1966「神宮・神社創建史」神道文化会編『明治維新神道百年史』第2巻, 神道文化会, 3

-182。

三宝寺史編集委員会編，2000『浄土宗三寶寺史』三宝寺。

島津晃久，1978『しらゆき—島津忠重・伊楚子追想録—』島津出版会。

島津修久，1989「資料紹介<諸神社明細>」『尚古集成館紀要』第3号，1-13。

天童市史編さん委員会編，1992『天童市史』下巻，天童市。

鶴岡市史編纂会編，1975『鶴岡市史』下巻，鶴岡市。

鶴岡市史編纂会編，1988『明治維新史料 明治期』（鶴岡市史資料編 荘内史料集16-2），鶴岡市。

山内家史料刊行委員会編，1989- 『山内家史料 幕末維新』山内神社宝物資料館。

柳田国男，1972『定本柳田国男集』第24巻，筑摩書房。

米沢温故会編，1988『上杉家御年譜』第18巻，原書房。

(2002.10.11)

Establishment of Shinto Institutions Enshrining the Ancestors of Daimyo Families in the Meiji Restoration Period

Kiyomi MORIOKA

A considerable number of Shinto institutions with the status of prefectural shrine enshrining ancestors of daimyo families were established in the early period of Meiji by daimyo households under the influence of the Motoori-Hirata school of Shinto doctrine, or by daimyo's former retainers with the purpose of maintaining the locus of identity under the impact of the disruption of the feudal regime at the Restoration. The present paper attempts to trace the processes of establishment, including the reformation of Buddhist temples to Shinto shrines as well as the transformation of the function of shrines as a guardian for clan to that for locality, and to identify the factors affecting the processes by studying six cases of representative daimyo households which founded Shinto shrines of the prefectural rank for ancestor worship.